

高浜町高齢者等寝具洗濯サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭において寝具の洗濯・乾燥を必要とする寝たきり高齢者等に対し、寝具を洗濯・乾燥することにより、寝たきり高齢者等に清潔で心地よい生活を確保するとともに、介護に当たる家族の身体的及び経済的負担等の軽減を図り、在宅福祉の向上に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、高浜町とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる民間事業者に委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 この事業を利用することができる者は、町内に住所を有する在宅の者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 概ね65歳以上の寝たきりの高齢者（介護認定要介護3以上）
- (2) 重度の障害のため寝具の衛生管理が困難な者（身体障害者手帳2級以上所持者）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めた者

(事業の内容)

第4条 この事業は、高齢者等が使用する寝具1セット（敷布団、掛布団、毛布）を預かり、洗濯及び乾燥を行うこととし、年1回実施するものとする。

(利用申請)

第5条 この事業を利用しようとする者は、高浜町高齢者等寝具洗濯サービス事業利用申請書兼同意書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(利用決定等)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに利用の可否を決定し、その結果を、高浜町高齢者等寝具洗濯サービス事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(費用の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正な方法により事業を利用した者から、当該事業に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。